

淀川水系流域委員会

淀川部会御中

鵜殿の環境保全対策について

9月5日付「基礎原案」において鵜殿に関連する記述はp33の横断方向の河川形状の修復 淀川 鵜殿地区で“ヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施する。”とあるに過ぎない。限られた紙数で環境、治水、利水、ダム問題を網羅しなければならない「基礎原案」だからやむを得ないかもしれない。

しかし現実には緩傾斜堤防工事（p43に関連する記述あり）、緊急用河川敷道路（p45）、舟運（p27）や、「基礎原案」にはひとつも触れられていない流水保全水路が鵜殿の環境保全に大きく影響すると考えられる。このような個別の問題に対処するためにはすでに淀川環境委員会で検討しているから「基礎原案」では触れないのだとすれば、すでに委員会あてお願い済みのように「淀川水系河川整備計画」において淀川環境委員会を明確に位置づけていただきたい。

特に舟運を三川合流点まで実現するためにはおそらく枚方大橋から河床をさらに掘削する必要があるだろうし、掘削すれば淀川下流同様湛水化し鵜殿地区をたとい切り下げても出水による攪乱はますます期待できなくなると考えられる。

もしこの私の予想が正しいとすれば、鵜殿の高水敷を切り下げて“淀川原風景”らしきヨシ原は復活できても、過去には攪乱されて出来たであろうタマリか凹地周辺に生育していた湿地性植物は絶滅してしまう恐れがあると考えられる。昨年淀川環境委員会が発表した「自然豊かな淀川をめざして」では残念ながらここまで踏み込んでいない。鵜殿の環境保全対策にはワンド、タマリ、または凹地、その逆の凸地区の創出と人為的攪乱も不可欠ではなからうか。いずれにしても淀川環境委員による“指導・助言”は、従来ヨシを見てヨシ原を見ない傾向が見られた。しかもその“指導・助言”は委員会としての合意があったのかどうか疑わしい。

淀川水系流域委員会淀川部会として、この問題を「淀川水系河川整備計画」またはその付属文書において明確に方向付するよう配慮していただきたい。

以上